

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (27件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
33	和歌山県	B 地方に対する規制緩和	08. 消防・防災・安全	物資調達・輸送調整等支援システムとLアラートの連携による入力作業の効率化	物資調達・輸送調整等支援システムについて、Lアラート(全都道府県の防災情報システムと連携している災害情報伝達基盤)から避難所開設情報を取得できるよう、システムを見直すこと。	「物資調達・輸送調整等支援システム」運用開始及びその準備について(令和2年3月10日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)通知)	内閣府、総務省	盛岡市、福島県、茨城県、栃木県、館林市、前橋市、千葉県、千葉市、川口市、相模原市、新潟市、山梨県、愛知県、豊橋市、半田市、豊田市、小牧市、滋賀県、大阪府、八尾市、兵庫県、広島市、徳島県、高松市、愛媛県、福岡県、宮崎市
36	中核市市長会	B 地方に対する規制緩和	03. 医療・福祉	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の充当先拡充	交付金の対象となる事業を実施するにあたり、支障となっている一般会計への負担増加を回避するため、交付金の充当先を総務費や介護予防以外の一般会計への充当、地域支援事業の市町村負担分への拡大について要件の緩和を求めるもの。	介護保険法第122条の3第1項、保険者機能強化推進交付金に関するQ&A(令和元年6月4日版)	厚生労働省	旭川市、苫小牧市、足寄町、花巻市、鶴岡市、新庄市、館林市、千葉県、文京区、横浜市、川崎市、平塚市、福井市、名古屋市、豊橋市、津島市、小牧市、新城市、京都市、西宮市、山陽小野田市、宇和島市、新居浜市、久留米市、大村市、宮崎市
39	相模原市、栃木県、知多市、姫路市	B 地方に対する規制緩和	03. 医療・福祉	国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱で定める基準額等の見直し	国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱の基準単価を実勢単価とする等の改正をすること。基準単価の算定額根拠を示されたい。不可能な場合は基準単価の参考としている全市町村国保保険者の委託料について、委託料の調査年度及び最低額・最高額・平均額を示されたい。糖尿病性腎症重症化等の早期発見に資する項目について、基本項目に加えること。また、各自治体独自に行う追加項目に係る経費についても、助成対象とすること。	国民健康保険法第72条の5、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱	厚生労働省	石巻市、ひたちなか市、埼玉県、川口市、千葉市、松戸市、神奈川県、横浜市、福井市、佐久市、高山市、浜松市、沼津市、三島市、名古屋市、豊橋市、豊田市、小牧市、滋賀県、京都市、城陽市、島根県、高松市、宇和島市、うきは市、吉野市、熊本市、大分県、宮崎県、宮崎市
58	明石市	A 権限移譲	03. 医療・福祉	ひきこもり地域支援センター設置運営事業の実施主体に中核市を追加	ひきこもり地域支援センター設置運営事業の実施主体について、都道府県又は指定都市であるところ、中核市を加えること	・生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱3(3)ク(ウ) ・ひきこもり対策推進事業実施要領2(2)	厚生労働省	福島県、栃木県、和歌山県、大分県、沖縄県

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (27件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
61	平塚市、神奈川県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直し	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準のうち、共同調理場に係る配置基準を規模に応じた配置基準に見直すよう求める。 例、 【現状】「1,500人以下、1」「1,501～6,000人、2」「6,001人以上、3」のところを、「1,500人以下、1」「1,501～4,000人、2」「4,001人以上は2,000人ごとに1を加算」、など。	・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	文部科学省	盛岡市、花巻市、宮城県、福島県、いわき市、栃木県、川崎市、福井市、長野県、上田市、浜松市、沼津市、豊橋市、豊川市、豊田市、新城市、知立市、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県、高知県、飯塚市、長崎市、熊本市
75	福岡県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	07_07_産業振興	中小企業等協同組合等からの申請・報告処理のシステム化	中小企業等協同組合等からの提出書類の申請・報告処理を行うシステムの構築	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	千葉県、神奈川県、川崎市、大阪府、高知県
86	千葉県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地)	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領等における、国庫補助の対象の見直し	現在の国の事業制度では停電対策として自家用発電機の整備は国庫補助の対象となっているが、非常時の施設機能維持のための合理的な手段である「予備線」(メインの回線に係る変電所と同一の変電所からの異なる回線による送電)や「予備電源」(メインの回線に係る変電所と異なる変電所からの異なる回線による送電)の整備は補助対象外とされている。これらの「予備線」や「予備電源」の整備に係る費用についても国庫補助の対象となるよう、事業制度を見直していただきたい。	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領第2の2、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領第2の2 農村地域防災減災事業実施要領第3の2、農村地域防災減災事業実施要領第3の2(11)	農林水産省	北海道、栃木県、豊橋市、京都市、兵庫県、倉敷市、徳島県、熊本市、宮崎県
112	砥部町、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	健康増進法に基づく健康増進事業にかかる補助金の対象年齢の拡充	健康増進法に基づく健康増進事業について、対象年齢を拡充し、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の交付対象を拡充すること。	健康増進法第17条、第19条の2、健康増進事業実施要領、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱	厚生労働省	足寄町、ひたちなか市、杉戸町、神奈川県、名古屋市、豊田市、京都市、三宅町、東伊豆町、萩市、高松市、高知県、香崎市、熊本市
116	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、松野町、愛南町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育体制強化事業の前年同月比較要件の見直し	保育体制強化事業の保育支援者を配置した月における保育士等の数の前年同月比較要件を撤廃し、単に「前年同月における保育士以外の数(保育支援者を含まない)」が「同数以上」の場合は補助対象とする等、補助要件を緩和する。	保育体制強化事業実施要綱、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	旭川市、花巻市、福島県、郡山市、前橋市、千葉市、川崎市、新潟市、加賀市、犬山市、大阪市、守口市、東大阪市、松江市、徳島県、鹿児島市、沖縄県

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (27件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
125	東吾妻町	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	へき地における複式学級に係る基準の緩和	二の学年の児童で編制する学級の児童の数が十六人を八人に緩和すること。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号) 第三条第2項(学級編制の標準) 小学校 二の学年の児童で編制する学級 十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)	文部科学省	旭川市、福島県、栃木県、群馬県、京都市、大阪府、兵庫県、徳島県、長崎市、香川県
141	八戸市、栃木県、山梨県	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る一般会計繰出金の算定基準の見直し	法第37条第5項及び政令第43条を改正し、一般会計繰出金の算定に用いる「一般会計繰入金」に、貸付事務費のために繰り入れた額を含めることを認めていただきたい。	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第43条	厚生労働省	北海道、千葉市、川崎市、鎌倉市、福井市、豊田市、寝屋川市、東大阪市、兵庫県、神戸市、高知県
149	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成対象拡大	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、通院治療を助成対象とすること。	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添)	厚生労働省	宮城県、栃木県、長野県、豊田市、大阪府、兵庫県、神戸市、福岡県、長崎県、沖縄県
150	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の制度簡素化	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、事務の簡素化に資するよう、保険法令上の特定疾病給付対象療養の位置づけを変更し、患者が理解しやすい明快な制度とすること。また、これにより保険者による所得認定を不要とし、速やかな認定を可能とするとともに、医療機関や患者の負担となる「入院医療記録票」を廃止すること。	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添)	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	宮城県、長野県、豊田市、大阪府、兵庫県、神戸市、福岡県、長崎県、沖縄県

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (27件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
160	特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	家賃低廉化補助に係る制度の見直し及び当該補助対象者の基準の緩和	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第3第1項第9号に規定される住宅確保要配慮者専用賃貸住宅について、補助要件として、同要綱第4第4項第6号の二に賃貸人が賃借人から権利金、謝金等の金品を受領しないことを規定しているが、地域の実情に応じて、内容及び金額の上限を設定した上で、それらを賃貸の条件とすることを可能とする規制緩和を求める。 また、同要綱第4第4項第1号の口に規定される入居世帯の所得要件について、家賃相場が高い地域においては、所得上限を公営住宅法の裁量世帯水準とするよう、規制緩和を求める。	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第4第4項第1号の口、第6号の二	国土交通省	苫小牧市、川崎市、京都市、神戸市
170	島根県、山梨県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域少子化対策重点推進交付金の交付対象年度の緩和	地域少子化対策重点推進交付金の対象事業である優良事例の横展開支援事業において、結婚支援センターの運営費やシステム等、恒常的に人件費や維持費等が発生するものについて、運用開始後3か年度を補助期限とする取扱い(3年ルール)が令和元年度から追加された。 少子化対策は、長期的に継続した取組が求められるため、補助期限の延期や対象経費の見直しなど要件緩和を図ること。	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要綱、地域少子化対策重点推進交付金に関するQ&A	内閣府	北海道、宮城県、茨城県、栃木県、長野県、宮崎県、宮崎市、沖縄県
185	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	栄養教諭等の配置基準の見直し	小中学校における栄養教諭等の配置基準を見直し、給食の実施方法に関わらず、栄養教諭等を各校1名ずつ配置するよう定数改善を行うべきである。	栄養教諭・学校栄養職員の配置基準(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第8条の2) <単独校の場合> ・550人以上の学校:1人・549人以下の学校:4校に1人 <共同調理場を設置している場合> ・1500人以下:1人・1501人~6000人:2人・6001人以上:3人	文部科学省	札幌市、旭川市、盛岡市、宮城県、福島県、神奈川県、川崎市、上越市、長野県、上田市、浜松市、豊田市、京都市、福知山市、大阪府、大阪市、高槻市、加古川市、香芝市、米子市、徳島県、香川県、高知県、久留米市、飯塚市、長崎市、壱岐市、熊本市
187	津久見市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地)	水利施設等保全高度化事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業における面積要件の緩和	水利施設等保全高度化事業における「畑地帯担い手育成型」の採択要件と、農地中間管理機構関連農地整備事業における「農地整備事業」の採択要件のうち、以下において「5ha」とされている部分について、「2ha」とすることを求める。 ・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1)	・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙2)第3の1 ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙3)第6の1	農林水産省	浜松市、犬山市、京都市、徳島県、佐世保市、熊本市、大分市、日田市、宮崎県

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (27件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
208	豊橋市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	保育体制強化事業の前年同月比較要件の見直し	保育体制強化事業の保育支援者を配置した月における保育士等の数の前年同月比較要件を撤廃し、保育士等の配置基準を満たした上で、保育支援者を加配した場合には全て補助対象とする。	保育体制強化事業実施要綱、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	旭川市、福島県、郡山市、前橋市、千葉市、川崎市、新潟市、犬山市、大阪市、東大阪市、徳島県、愛媛県、西条市、鹿児島市、指宿市、沖縄県
216	愛媛県 【共同提案】 広島県、徳島県、高知県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、松野町	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の多子世帯の判定に係る運用基準の見直し	幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直す。	児童福祉法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準、特定教育・保育等に要する費用の算定に関する基準等の実施上の留意事項について、子ども・子育て支援交付金交付要綱、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宮城県、茨城県、新潟市、京都市、兵庫県、鳥取県、新居浜市
220	埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、三芳町、毛呂山町、鳩山町、ときがわ町、皆野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、山梨県、磐田市	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づく特別支援教育就学奨励費の定額支給化	「特別支援教育就学奨励費」の学用品費等を定額支給とすること。	特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料	文部科学省	札幌市、八戸市、盛岡市、福島県、ひたちなか市、前橋市、春日部市、千葉市、神奈川県、横浜市、相模原市、新潟市、上田市、名古屋市、豊橋市、春日井市、福知山市、大阪市、兵庫県、神戸市、米子市、岡山県、広島市、防府市、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (27件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
233	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	その他	起業支援金制度における補助対象期間等の見直し	起業(登記)して事業活動が本格化するまでには一定期間を要するケースもあるため、前年度に起業した者も支援対象となるよう、応募資格の要件を前年度4月1日からとすること。 また、事業所開設に要する経費を補助対象とするため、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること。	起業支援事業について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局)	内閣府	青森県、福島県、茨城県、愛知県、高松市、愛媛県、高知県、宮崎県
234	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	08. 消防・防災・安全	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。	災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条	内閣府	福島県、須賀川市、栃木県、前橋市、練馬区、八王子市、相模原市、浜松市、名古屋市、豊橋市、半田市、八尾市、岡山県、倉敷市、広島市、高松市、久留米市、熊本市、宮崎県、宮崎市
235	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	08. 消防・防災・安全	被災者生活再建支援制度についての支援対象の拡大(被災全地域への適用、半壊世帯及び一部損壊世帯への適用)	制度の対象となる被災地域について、同一の災害により被害を受けた全ての市町を平等に支援対象とすること。 制度の対象となる被災世帯について、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊及び一部損壊(損害割合が10%以上の世帯)も支援対象とすること。	被災者生活再建支援法第2条第2号、被災者生活再建支援法施行令第1条	内閣府	八戸市、福島県、茨城県、ひたちなか市、栃木県、横浜市、川崎市、相模原市、長野県、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、四日市市、八尾市、岡山県、倉敷市、広島市、愛媛県、福岡県、久留米市、熊本市、竹田市、宮崎県、宮崎市
252	熊本市	B 地方に対する規制緩和	05. 教育・文化	「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金」の対象事業の自由度の拡大	「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金」は、該当する7種の事業について要綱で定める対象経費の3分の1を国が補助するものであるが、全国自治体の申請額の総額が国の予算額を上回った場合には、国による査定が行われ、予算額の範囲内で各自治体への配当額が決定されている。査定に際しては、本市では実施計画中の学校運営協議会や地域学校協働本部の設置実績が加味されており、配当割合が年々減少している状況である。このような国の方針を間接的に強要されるような状況下では、各自治体は地域の特性や自由意思に基づいた事業展開ができないため、当補助金についての傾斜配当の是正を求める。 また、コミュニティ・スクールだけではなく、学校評議員等の学校・地域の連携構築に資する取組を査定の上で加味してほしい。	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱	文部科学省	茨城県、前橋市、千葉市、豊橋市、春日井市、豊川市、新城市、京都市、徳島県、愛媛県、長崎市、宮崎市

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (27件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
253	熊本市	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	学校統廃合に伴うへき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費(スクールバス委託料)の補助期間の延長等	現在、学校統廃合に伴うスクールバスの運行に係る国庫補助金については、補助期間が5年となっており、その後は地方交付税で措置されるため、補助期間を延長していただきたい。 また、学校統廃合は、地区毎にまとまって行われることになるため、補助対象者を現行の通学距離4キロ以上に限るのではなく、スクールバスを利用する地区全体の児童を対象としていただきたい。	へき地児童生徒援助費補助金交付要綱	文部科学省	宮城県、福島県、栃木県、柏市、横浜市、相模原市、愛知県、名古屋市、新城市、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、広島市、徳島県、佐世保市
255	熊本市	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	GIGAスクール構想の実現	学校における1人1台の端末を活用した教育の確実な実現に向け、自治体の多様な導入方式を勘案した仕組みとなるよう「公立学校情報機器整備費補助金」のうち、「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」について、Wi-Fi端末とLTE端末の選択が可能となるよう補助額を設定してほしい。	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	文部科学省	旭川市、須賀川市、栃木県、前橋市、館林市、鎌倉市、新潟市、新城市、京都市、加古川市、佐世保市
259	熊本市	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	重心児には該当しない医療の必要な児童における医療的ケアの報酬の見直し	重心児には該当しない医療的ケア児の受入れを促進するため、医療型短期入所の基本報酬に係る対象要件拡大、及び障害児通所支援事業所が医療的ケア児の支援を評価した加算を算定できる仕組みとしてほしい。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)	厚生労働省	旭川市、宮城県、福島県、郡山市、いわき市、前橋市、船橋市、栃木県、世田谷区、神奈川県、横浜市、相模原市、小田原市、上田市、沼津市、豊橋市、犬山市、京都市、兵庫県、倉敷市、松山市、高知県、長崎市、宮崎市

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
1	関西広域連合	A 権限移譲	01_土地利用(農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。	関西広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定、推進している。「広域計画」は3年毎に改訂を行うのに対して、国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」は10年毎の改訂であるなど、時代の変化により的確に対応しにくいものとなっている。また、広域連合は、構成府県市での調整機能を有するとともに、特別地方公共団体として、「関西全体の広域行政を担う責任主体」であり、関西における計画を推し進める主体としてより適切である。現在、第32次地方制度調査会でも地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されていることから、国土形成計画法の目的である、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会」を実現するためには、関西圏の都道府県・政令指定都市で構成される関西広域連合が関西の計画を策定することが必要である。	国土形成計画法第9条	国土交通省	香崎市	平成26年提案募集管理番号60において議論済み。国土交通省は、「広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。」「広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる」としている。今回の提案は上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
2	関西広域連合	A 権限移譲	01_土地利用(農地除く)	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲等	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求めるが、これが困難である場合、意見聴取の機会の付与を求める。	現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たり関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する、東京視点の全国計画の地方版であると言わざるを得ない。以上のことから、地方創生の更なる推進のためにも、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化のために国同意を廃止すべきであるが、これが困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	国土交通省		平成27年提案募集管理番号11において議論済み。国土交通省は、「近畿圏整備計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。」としている。今回の提案は上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
3	関西広域連合	A 権限移譲	01_土地利用(農地除く)	複数府県に跨る都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨る都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定については、現在、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているものの、二以上の府県にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても府県域を超える場合においては、国の関与がないよう、府県単位で区域指定が行われてきた。本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくなく、設立から9年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立てそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。	都市計画法第5条第4項	国土交通省		平成27年提案募集管理番号12において議論済み。国土交通省は、「都市計画に関する事務は、安定的かつ総合的な行政主体が、地権者との調整や、各種都市施設の管理者との協議、農業、環境、商業等各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域連合が処理する事務にはなじまない」としている。今回の提案は上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
4	関西広域連合	A 権限移譲	06_環境・衛生	国立公園の管理のうち、行為許可等権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める(山陰海岸国立公園)。	法定受託し府県を經由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件に関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。 第32次地方制度調査会で地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されているように、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。現代は自然の保護と活用の両立に対する需要が高まっており、国立公園の区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、迅速かつ効率的・効果的な対応が必要とされているところ、現状では圏域に応じて速やかなマネジメントができないと言わざるを得ない。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省		平成26・27年提案募集において議論済み。環境省は、「国立公園は、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国が一義的に保護管理するものである。」としている。当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案として整理する。
5	関西広域連合	A 権限移譲	06_環境・衛生	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブが発揮しにくい。また、過去にも軽微な計画変更について約2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。 なお、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することによりはなくなり、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省		平成27年提案募集において議論済み。環境省は、「国立公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定する公園であり、国立公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と調整する必要がある。」としている。当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案として整理する。
6	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	11_その他	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化及び範囲拡大並びに国との共同事務処理の枠組み創設	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで、要請権を実質的に行使できないことから、その見直しとともに、要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める。 関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務を、予め構成府県市から持ち寄ることが必要となる。 しかしながら、持ち寄る段階では移譲を求めたい事務・権限は国にあり、関連する事務・権限のみを広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。 このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見込めれば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、形骸化している。 については、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。 併せて、広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務以外であっても要請権を行使できるよう、要請できる事務の範囲の拡大をお願いしたい。 また、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務についても、共同処理による制度的な枠組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2	総務省		移譲を要請できる範囲の拡大を求める点については、平成26年提案募集管理番号66、平成28年提案募集管理番号235において議論済み。 移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める点については、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
8	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	専門職大学の設置に係る認可基準の緩和	地方の実情に応じた既存ストックの活用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体との協定による緩和を求める。	地方の各主体による高等教育機関の誘致や設置の取組がある一方で、専門職大学設置希望者からは、設置基準が一律に学問研究の色彩の強い「大学」と同様の内容となっており、ハードルが高いとの声もある。設置基準で必要な体育館や図書館などについて、「特別の事情かつ研究に支障がなければこの限りでない」ともされるなど、裁量により明確な基準が示されていないことから、誘致や設置に係るハードルも実質的に高くなっている。また、人口減少が進む中、地域では社会教育施設等の持続可能な運営が求められている。自治体においては、これらの施設を有効に活用したいと考えているにもかかわらず、専門職大学設置基準により、地域ストックの有効活用が行えない。現在、第32次地方制度調査会でも、地域ストックの有効活用が求められていることから、設置基準の緩和が必要である。	専門職大学設置基準第8章(第4条、第8条、他)	文部科学省	浜松市、宇和島市	自治体が希望に反して既存施設を有効活用できないという具体的なニーズが示されておらず、また、専門職大学のみを活用させる理由も不明確であることから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
10	関西広域連合	A 権限移譲	07_07_産業振興	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限の移譲	人材の受け皿となる中小企業の経営強化を図るため、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限について、複数府県に跨がるものは、関西広域連合へ移譲を求める。	当該権限については、地区組合の地区、もしくは中小企業者及び組合等が共同で作成した場合の代表者もしくは個別中小企業者の主たる事務所の所在地が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されていることにより国と地方の二重行政となっており、事業者にとっても利便性が損なわれている。	中小企業等経営強化法第8条、第9条、第60条第1項	経済産業省		現行制度における支障事例、制度改正による効果等、制度改正の必要性が具体的に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
12	富山市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地)	農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更にかかわる県との協議・同意の廃止	農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更において、変更理由が農家住宅、農家分家住宅の場合に限り、県との協議・同意を廃止する。	市町村は、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更(農振除外)の手続きに多くの時間を要している。その主な要因として、市町村で届出書類の審査を行い、県へ書類を提出した後、県でも再び同様の書類審査を行っていることにある。市で地域の実情を把握し、適正な農用地利用計画であると審査したものを、県で再度同様の審査を行うことは、二重行政による不要な事務手続きにほかならず、期間短縮の大きな妨げとなっている。また、審査後に県で協議を行い、計画変更の公告縦覧を経て知事同意を得る必要があるが、過去に農家住宅、農家分家住宅の農振除外において、県の不同意は1件もない。しかしながら、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項より、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとあるため、本市では農振除外に約6カ月の期間がかかり、迅速な地域住民サービス及び農地の有効な利活用の支障となっている。農業の健全な発展を図るためには、農業を営む者の農家住宅、農家分家住宅は必要不可欠である。その農振除外に約6カ月もの期間がかかるとは、効率的な営農を構想しても1作分の遅れが生じ、効率的かつ安定的な農業経営を営むことができない。なお、農家住宅、農家分家住宅に限っては、他市にまたがることもなく、一市町村内で完結するため、農地のマクロ管理や広域調整の観点からも、都道府県知事との協議・同意は不要である。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	農林水産省	花巻市、福島市、川崎市、座間市、高岡市、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、犬山市、草津市、熊本市、鹿児島市	平成29年提案募集管理番号32において農家住宅・農家後継者住宅の設置に伴う農用地利用計画の変更について「軽微な変更」とすることを求める提案があり、農林水産省からは、「都道府県は、同意協議により、集团的農地の中央部に住宅を建設しようとする変更案について建設用地を集团的農地の縁辺部に誘導するなど、計画変更が自ら定める農業振興地域整備基本方針における農用地等の確保、農業経営の規模の拡大等に係る考え方に適合したものとする必要があり」との回答があるとともに、平成30年3月30日29農振第2589号通知によって、農家住宅の建設に係る農業振興地域整備計画の変更事務手続の迅速化を図るための措置について周知する対応がなされているもの。以上の対応を踏まえてもお改め議論する必要性が認められるような、当時から的情勢変化や新たな支障事例等が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (55件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
13	富山市	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地)	農地転用許可申請における必要な資力及び信用があることを証する書面の添付の緩和	農地転用許可申請において、農家・農家分家・自己用住宅の場合に限り、必要な資力及び信用があることを証する書面の添付を不要とする。	農地転用許可申請書には、「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」について、費用の多寡を問わず添付しなければならないとあるが、自己用住宅等の建設については、事業費も少額であり、事前に住宅建設業者と資金面での相談がなされているため、転用申請の際にも添付を求めることは申請者の負担が大きい。 住宅資金については、金融機関からの借り入れだけでなく、親や親族からの借り入れのケースもあり、親族の預金残高まですべて確認させることは至極失礼にあたる。 また、必要経費の積算に担当職員の労力と時間を要することや、申請期限までに添付がなければ、翌月の申請扱いとなり、転用許可に1ヵ月の遅れが生じる。	農地法第4条第6項第3号及び第5条第2項第3号 農地法施行規則第30条第4号及び第57条の4第2項第1号	農林水産省	福井市、上田市、犬山市、五島市	平成30年提案募集管理番号711において、添付書類に係る運用の柔軟化に関する提案があり、当該提案への対応として、源泉徴収票や青色申告書のような、客観的に資力や信用が証明できる書類の写しが証明書類として認められることが明確化されるなど、当該添付書類については、現行制度の下でも柔軟な対応が可能となっているところ。 このような現行制度下での対応を行ってもなお議論の必要性が認められるような、新たな支障事例等が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
18	逗子市	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	床面積10㎡以下の防災備蓄倉庫について建築確認を不要とする見直し	「自治体が設置及び認めた防災倉庫のうち、床面積10㎡以下のもの」については、建築基準法第2条第1項に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとし、建築確認等の手続きについて不要とすること。	小規模な既製物置等が備蓄倉庫として活用されている事例を踏まえ、土地に自立して設置する小規模な倉庫(物置等を含む。)のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として建築物に該当しないものとし、建築確認等の手続きについて不要とすること(技術的助言)平成27年2月27日国住指第4544号)。 これを受けて、当市の所在都道府県においては、小規模な倉庫を「奥行き1m以下かつ高さが2.3m以下で、床面積が2㎡以内」として取り扱うこととされたが、防災倉庫はその地域の防災備蓄庫として設置されるもので、床面積が2㎡以内では不十分であり、依然として建築確認等の手続きが大きな負担となっている。	建築基準法第2条第1項及び第6条第1項、「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」(平成27年2月27日付け国住指第4544号)	国土交通省	岩手県、盛岡市、高崎市、相模原市、茅ヶ崎市、新潟市、豊橋市、豊田市、犬山市、枚方市、兵庫県、奈良市、宮崎市	平成26年提案募集管理番号217において、専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、例えば床面積の合計が10平方メートル以内であれば一律に建築確認申請を不要とすること等を求める提案があり、議論を行った結果、「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)平成27年2月27日国住指第4544号」において、「土地に自立して設置する小規模な倉庫(物置等を含む。)のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとする。したがって、建築確認等の手続きについても不要である。」と示されたところ。 今回頂いた提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、上記技術的助言を踏まえた特定行政庁による対応が可能となっているところ、当時から情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
21	高岡市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	NPO法人設立に係る手続の提出書類の見直し	(事業計画書・活動予算書) NPO法人認証申請書類の事業計画書・活動予算書について、それぞれ設立年度分と翌事業年度分の提出が求められているが、申請する団体が従来から特定非営利活動を行っていた場合は、翌事業年度分については、その実施団体の直近の事業報告書・決算書で代替できるものとする。 (登記事項証明書) NPO法人設立後の提出書類の中に、登記事項証明書が含まれているが、登記事項証明書の写しのみの提出を可能とする。	【現状・課題】 本市では、地域における市民ニーズが多様化する中、各種団体等と連携し、事業の実施等を通して課題解決に取り組んでおり、市内では自治会等のコミュニティ活動をはじめボランティア、NPO活動等の多様な主体による活動機会が増えてきている。 しかしながら、人口減少・少子高齢化等に伴い、地域における生活環境や生活様式が変化し、地域課題はますます複雑化してきており、自治会組織等の高齢化、担い手不足もあり、コミュニティ活動の維持・継続自体が困難な状況が出始めている。 【支障事例】 地域運営組織は、地域内の施設を拠点として、当該地域に関する活動や事業を行っていくことで活動の充実が図られる。円滑な施設管理や事業運営を進めるためには、法人格をもった組織とすることが適当であり、設立に係る費用負担が少ないNPO法人になることで地域活動の活性化を推進する場合、設立手続に必要な書類が多いなど、住民の負担感が強い。	特定非営利活動促進法第10条、第13条	内閣府	盛岡市、宇和島市、高松市、鳥取県	提案団体の目指すコミュニティ活動の維持・継続に当たり、現行のNPO法人設立手続の煩雑さがどのように支障になるのかや、手続簡素化により期待される効果等が具体的に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。